平成２３年（フ）第１８２０９号
神奈川県藤沢市高倉914―１―102
債務者　石山　雅美
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８２１１号
埼玉県鶴ヶ島市富士見３丁目18―403
債務者　園部　博美（旧姓足立）
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６６０号
東京都三鷹市井の頭１丁目14番31号ハイムワコー２Ａ
債務者　横田　健太
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月１日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３１４９号
神奈川県鎌倉市梶原４丁目２番４―12号
債務者　曾根　純子
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月２日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３４１号
横浜市港南区上大岡西３丁目12番38号　奈良橋荘202
債務者　新明　正治
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３５５号
横浜市南区唐沢87番地20　コミ山手202号
債務者　小林　敏
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３６１号
横浜市港北区綱島東５丁目19番８号　ピアワグリ202
債務者　松村　郁子
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３６２号
愛知県蒲郡市三谷町田尻14番地１　中川アパート２
債務者　瀬長美佐希
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月13日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第３７３号
愛知県豊橋市南栄町字蟹原21番地39―106
債務者　工藤　　司
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月27日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第３７６号
愛知県豊川市蔵子１丁目25番地57　タウニー白川101号
債務者　前田　和広
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月27日午後１時30分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第４３号
熊本県山鹿市山鹿378番地４
債務者　丸山　武水
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月２日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２３年（フ）第３３号
大分県竹田市大字竹田町67番地
債務者　児玉　彩美
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午前10時30分
大分地方裁判所竹田支部

平成２３年（フ）第１７９７５号
東京都葛飾区水元５丁目２―24―201
債務者　難波明日香
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７９８４号
東京都八王子市西寺方町382―６―302
債務者　関　　千波
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８００６号
東京都新宿区舟町７―105
債務者　布目　敬紀
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８０７５号
東京都府中市府中町１丁目28―２　コーポ第２本多201
債務者　野地　達夫
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部